

出来事（2018年5月）

1. 食品衛生法改正

HACCPの義務化、食品の容器包装のポジティブリスト化等を目的として、食品衛生法等の一部の改正が行われます。4月13日の参議院本会議で可決成立し、衆議院に送付されましたが、衆議院での審議が始まっていません。しかし、衆議院で全会一致でしたので、今国会会期中に必ず成立すると思われまます。また、参議院で付帯決議がなされました。

2. 調製液状乳（通称：液体ミルク）の健康影響評価

4月10日、食品安全委員会は、乳等省令における乳飲料の規格基準の中から調整液状乳を分離し、新たな規格基準を設ける改正については、健康影響評価の必要はないとしました。但し、常温保存可能品については、乳飲料の規定が維持されます。

5月1日から5月31日まで、厚労省のパブコメが実施されました。

*調製液状乳：生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料とし製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたもの

3. 食品ラベル表示

4月13日の参議院消費者問題に関する特別委員会で質疑がありました。CODEXとの齟齬、GMO表示についての質疑がありました。議事録が公開されました。

4. 食品添加物の新規指定

1) 二炭酸ジメチル（Dimethyl dicarbonate DMDC）（殺菌剤）の新規指定については、2月9日、3月7日および4月19日の食品安全委員会食品添加物専門調査会で審議されましたが、継続審議とされました。次は、5月31日です。

2) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤） ・カルミン（着色剤）

5. 規格基準の改正

アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限する使用基準の改正に関する食品安全委員会の健康影響評価がなされました。12月19日、「アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する」が了承され、3月1日の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会で審議されました。

5月29日から意見募集が始まりました。（期限：6月27日）

6. 遺伝子組換え食品添加物

5月21日、JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ（ノボザイムジャパン）及びGOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ（天野エンザイム）の安全性審査の手続がなされたと、厚労省から公表されました。遺伝子組換え食品添加物は、33品目になりました。

7. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限

② 5月の新たな出荷制限

5月2日 福島県北塩原村で産出された「たらのめ（野生）」

5月21日 新潟県南魚沼市及び湯沢町で産出された「こしあぶら（野生）」

5月28日 宮城県大崎市及び加美町で産出された「わらび（野生）」

宮城県城里町で産出された「こしあぶら（野生）」

8. 健康増進法の改正

受動喫煙の防止を目的として、健康増進法の改正が行われます。3月9日、第196国会（1月22日～6月20日）に提出されました。衆議院が先議ですが、現時点では厚生労働委員会で審議されていません。

9. 米国 部分水添油（PHOs 日本では「トランス脂肪酸」と云われる）の使用中止日

2018年6月18日以降の製造の加工食品へのPHOsの使用禁止

2020年1月1日からは、PHOsを使用した2018年6月18日以前の製造・加工食品の流通禁止 ただし、全米食品製造者協会（GMA）から申請された限定的な使用については、それぞれ1年延期

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm608076.htm>

10. EU 食品中のアクリルアミド規制

4月11日発効。食品毎に設定されたベンチマーク値を超えたとき、事業者は低減化の措置を講じなければならない。

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2017/2158/oj>

11. EU プラスチック製品の規制

5月28日、EUの委員会は、ストローなど使い捨てプラスチック製品を禁止する新ルールを提案しました。2030年までに使い捨てのプラスチック容器・包装を域内でゼロにする目標を掲げた「プラスチック戦略」の実現に向けた具体策です。ストロー、プラスチックを軸に使用した綿棒、フォーク、ナイフ、スプーン、皿等々の流通を禁止する方針のようです。

さらに、2025年までに使い捨てるプラスチック製飲料ボトルの9割を回収するよう義務づけることも提案されています。EUのプラスチック廃棄物の削減を急ぐ背景には、中国の環境規制の強化があるようです。

12. 食品添加物カラギーナン (E 407) と加工ユーケマ藻類 (E 407a) の再評価 EFSA

カラギーナン (E 407) と加工ユーケマ藻類 (E 407a) の安全性が多角的に評価され、暫定グループ ADI は、75mg/kg 体重/日とされました。3月14日付けの EFSA ジャーナル。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5238>

2001年に公表した私たちの論文も引用され、「References」に記載されています。

13. 人気の高いビタミンやミネラルのサプリメント

人気の高いビタミンやミネラルのサプリメントに、心血管系疾患や心臓発作の予防という健康上の利益は無いとのことです。ナイアシンを除いては、害もないであろうとのことです。

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-05/smh-mpv052518.php

14. 輸入食品の違反事例

- ・伊藤忠食糧株式会社とカーギルジャパン株式会社が、ガーナあるいはエクアドルから輸入した生鮮カカオ豆、三井物産株式会社がガーナから輸入したカカオ豆の命令検査あるいは自主検査で、基準を超えた 2,4-D の検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。また、自主検査では、クロルピリホスも検出されています。カカオ豆の食品衛生法違反は、継続しており、輸入者の姿勢を疑いたくなります。

*2,4-D：フェノキシ酸系農薬・除草剤

*クロルピリホス：有機リン系農薬・殺虫剤

- ・兼松株式会社が3月にマヤンマーから輸入したゴマからアフラトキシンが検出され食品衛生法違反とされたことから、「ミヤンマー産ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するもの)」に対して、検査命令が実施されます。

*アフラトキシン類: *aspergillus flavus*、*A.parasiticus*、*A.nomius* 等が産生するかび毒であり、発がん性を有する。

*基準値：全食品；総アフラトキシン 10 μ g/kg (10ppb)

乳；アフラトキシンM1 0.5 μ g/kg (0.5ppb)

(作成：2018年5月31日)